

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	後期高齢者医療に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新地町は、後期高齢者医療に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

事務の一部を外部委託しているが、委託先による情報の不正な利用等への対策として、個人情報の保護及び取扱いに関し契約に含めるなど情報について必要かつ適切な監督を行うこととしている。

評価実施機関名

福島県新地町長

公表日

令和7年4月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療保険に関する事務
②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①資格管理に関する業務 資格確認書、資格情報のお知らせ及び各種認定証の交付、障害認定等各種申請の受付、各種証明書の交付等 ②保険料賦課管理に関する業務 保険料期割情報作成、保険料決定・変更通知作成、特徴対象者管理等 ③保険料収納滞納管理に関する事務 収納情報管理、督促事務、保険料還付事務等 ④医療給付に関する業務 療養費等各種申請の受付等
③システムの名称	1. 後期高齢者医療システム 2. 統合宛名システム 3. 福島県後期高齢者医療広域連合標準システム 4. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)資格ファイル (2)賦課ファイル (3)給付ファイル (4)収滞納ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項別表 85の項 2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第46条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下「命令」という。)第2条の表 (1)情報照会の根拠 命令第2条の表 117の項) (2)情報提供の根拠 なし(後期高齢者医療に関する事務において情報提供ネットワークシステムにおける情報提供は行わない)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	町民生活課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	新地町総務課 〒979-2792 福島県相馬郡新地町谷地小屋字樋掛田30番地 電話 0244-62-2111 FAX 0244-62-3194
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	新地町町民生活課 〒979-2792 福島県相馬郡新地町谷地小屋字樋掛田30番地 電話 0244-62-2115 ファックス 0244-62-4043
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛名に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	権限のない者が使用できないように、ユーザー認証の管理を行っている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担	健康福祉課長 荒 智春	健康福祉課長 小野 和彦	事後	変更
平成30年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成31年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担	健康福祉課長 小野 和彦	健康福祉課長 岡田 健一	事後	変更
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和2年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担	②課長 岡田 健一	②課長	事後	修正
令和2年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	集計日の更新
令和2年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	集計日の更新
令和3年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	集計日の更新
令和3年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	集計日の更新
令和5年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	集計日の更新
令和5年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	集計日の更新
令和7年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	後期高齢者医療に関する事務	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療保険に関する事務	事後	法改正に伴う根拠法令、条項の整理
令和7年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	福島県後期高齢者医療広域連合規約により、被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付、被保険者証の引き渡し並びに返還の受付、医療給付に関する申請及び届出の受付並びに保険料に関する申請の受付、保険料の納入・決定に関する事務及び付随する事務等を行うものである。	高齢者の医療の確保に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。 ①資格管理に関する業務 資格確認書、資格情報のお知らせ及び各種認定証の交付、障害認定等各種申請の受付、各種証明書の交付等 ②保険料賦課管理に関する業務 保険料期割情報作成、保険料決定・変更通知作成、特徴対象者管理等 ③保険料収納滞納管理に関する事務 収納情報管理、督促事務、保険料還付事務等 ④医療給付に関する業務 療養費等各種申請の受付等	事後	法改正に伴う根拠法令、条項の整理
令和7年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 後期高齢者医療システム 2. 統合宛名システム	1. 後期高齢者医療システム 2. 統合宛名システム 3. 福島県後期高齢者医療広域連合標準システム 4. 中間サーバー	事後	修正
令和7年4月1日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	1. 後期高齢者医療情報ファイル	(1)資格ファイル (2)賦課ファイル (3)給付ファイル (4)収滞納ファイル	事後	修正
令和7年4月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号） ・番号法第9条第1項 別表第一 59の項	1. 番号法第9条第1項別表 85の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第46条	事後	法改正に伴う根拠法令、条項の整理
令和7年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事後	修正
令和7年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下「命令」という。）第2条の表 (1)情報照会の根拠 命令第2条の表 117の項) (2)情報提供の根拠 なし（後期高齢者医療に関する事務において情報提供ネットワークシステムにおける情報提供は行わない）	事後	法改正に伴う根拠法令、条項の整理
令和7年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉課	町民生活課	事後	修正
令和7年4月1日	I 関連情報 8. 評価実施機関における担当部署	健康福祉課 電話 0244-62-2931	町民生活課 電話 0244-62-2115	事後	修正
令和7年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	令和5年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	集計日の更新
令和7年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	令和5年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	集計日の更新